

M&A 支援機関登録制度

実績報告等記載要領

【重要注意事項】

- 本記載要領は、「M&A 支援機関登録制度公募要領」中の登録後の遵守事項である中小 M&A の成約案件（最終契約の決済を行った案件）に関する実績の報告を行うに当たり、報告の内容及び報告書の記載その他実績報告の提出に必要な事項を示したものです。
- 登録 FA・仲介業者実績報告によって提供された情報は、個人情報や企業情報等を識別・特定できない形態に加工し、我が国における中小 M&A 市場の実態把握と健全な市場環境の整備等に貢献する目的で利用、公表等を行います。
- 登録ファイナンシャルアドバイザー・仲介業者は、中小 M&A の成約案件に関する実績報告において虚偽の内容を含む報告をしてはなりません。報告内容に偽りがあることが判明した場合、特段の事情がない限り登録を取り消します。

中小企業庁 財務課
(委託先：株式会社レコフデータ)

本要領は、令和 3 年度に M&A 支援機関登録制度の登録を受けた登録 FA・仲介業者が令和 3 年度の成約実績等に関する報告をする際の記載要領となり、登録 FA・仲介業者の公募要領ではございません。

なお、登録 FA・仲介業者の公募については、令和 4 年度も実施する予定です。詳細については、後日、M&A 支援機関登録事務局のホームページで別途ご案内いたします。

目 次

1. 概要	3
2. 実績報告等	4
3. 登録の継続申請	11
4. 注意事項及び問い合わせ先	11
別紙 1 登録 FA・仲介業者実績報告事項整理表	12

(参考) 様式※

- 様式 1 登録 FA・仲介業者実績報告書
- 様式 2 登録 FA・仲介業者活動報告書
- 様式 3 登録 FA・仲介業者実績報告に関する誓約書
- 様式 4 登録継続申請書

※様式は M&A 支援機関登録事務局のホームページに別途掲載

1. 概要

ファイナンシャルアドバイザー・仲介業者（以下、「FA・仲介業者」という。）のうち、M&A 支援機関登録制度の登録をされたファイナンシャルアドバイザー・仲介業者（以下、「登録 FA・仲介業者」という。）は、ファイナンシャルアドバイザー業務（以下、「FA 業務」という。）または仲介業務を提供する契約（「FA 契約」「仲介契約」のほか、「業務委託契約」「アドバイザー契約」等）を締結し、円滑な手続の進行や助言等の支援を通じて最終契約に至った案件について、当該最終契約に基づく契約が履行され、株式等の譲渡や譲渡対価の支払いが行われた（以下、「成約（最終契約の決済）」という。）中小 M&A（中小企業を譲渡側または譲受側のいずれかを当事者とする M&A）に関して、M&A 支援機関登録制度公募要領（以下、「公募要領」という。）に基づき、毎年度、前事業年度（前年 4 月 1 日から当年 3 月 31 日までの期間）の成約（最終契約の決済）の実績について「登録 FA・仲介業者実績報告」（以下、「実績報告」という。）を提出することとなっています。

実績報告は、公募要領において登録 FA・仲介業者に対し、登録後に遵守するものとして規定しているものです。実績報告を行わない場合や虚偽の報告を行った場合など実績報告が適切になされない場合には、特段の事情のない限り、登録の取り消しを行い、登録を取り消した旨を公表し、加えて、登録の取り消しから一定期間当該機関からの登録申請を受け付けないこととするためご注意ください。

また、FA 業務または仲介業務を提供する契約を締結し、中小 M&A 支援に携わったものの、成約（最終契約の決済）の実績がない場合には、「登録 FA・仲介業者活動報告」（以下、「活動報告」という。後述する「2. 実績報告等」において詳細記載）を提出することとします。

M&A 支援機関登録事務局は、実績報告および活動報告（以下、「実績報告等」という。）の提出を受けた後、個人情報や企業情報等を識別・特定できない形態に加工し、我が国の中小 M&A 市場の実態把握と健全な市場環境の整備等に貢献する目的で利用、公表します。

【報告が必要な FA・仲介業者について】

FA 契約、仲介契約について、中小 M&A ガイドラインでは、「FA 契約とは、FA が譲り渡し側・譲り受け側の一方との間で結ぶ契約をいい、これに基づく業務を FA 業務という」、「仲介契約とは、仲介者が譲り渡し側・譲り受け側双方との間で結ぶ契約をいい、これに基づく業務を仲介業務という」とされています。FA・仲介業者は、FA 契約または仲介契約（あるいは業務委託契約やアドバイザー契約）に基づき、中小 M&A 支援に関して、相手方企業の探索や紹介、円滑な手続きの進行や助言等の支援を行うことをその業務とするものを指し、本記載要領においては、特定の工程（例えば、デューデリジェンスの実施）のみ支援することを支援内容とするものは、実績報告の対象となる FA 契約、仲介契約ではありません。

【報告対象となる「中小 M&A」について】

報告対象となる「中小 M&A」は、資本金 1 億円以下の法人、または個人事業主を当事者（譲受側または譲渡側）とする M&A です。譲受側あるいは譲渡側の一方当事者が、資本金 1 億円以下の法人、あるいは個人事業主の場合は、譲渡側及び譲受側の双方が報告対象となります。

また、「中小 M&A」の該当、非該当の判断に当たっては、株式譲渡など対象会社を M&A の対象とする場合は、当該企業の資本金で判断（譲渡側の資本金は M&A の対象となった企業（対象会社）の資本金で判断）することとし、被承継者（親会社）の資本金で判断しません。

ただし、事業譲渡の場合は譲渡側の事業譲渡直前の資本金で判断します。

（参考：中小 M&A の該当・非該当のケース）

ケース 1 譲渡側資本金 1 億円以下 譲受側資本金 1 億円以下 の成約案件は中小 M&A に該当
仲介業者の場合 : 譲渡側、譲受側の両方について実績報告等を記載、提出
FA の場合 : FA 契約をした譲渡側あるいは譲受側について実績報告等を記載、提出

ケース 2 譲渡側資本金 1 億円以下 譲受側資本金 1 億円超 の成約案件は中小 M&A に該当
仲介業者の場合 : 譲渡側、譲受側の両方について実績報告等を記載、提出
FA の場合 : FA 契約をした譲渡側あるいは譲受側について実績報告等を記載、提出
(※このケースの場合、譲受側は資本金 1 億円超だが報告の対象)

ケース 3 譲渡側資本金 1 億円超 譲受側資本金 1 億円超 の成約案件は中小 M&A に非該当
(報告対象外)

2. 実績報告等

(1) 報告対象者

今回の実績報告または活動報告を報告する対象は、令和 3 年度に M&A 支援機関登録制度の登録をされた FA・仲介業者が対象です。

(参考：令和 3 年度に実施した M&A 支援機関登録制度の公募)

- ・令和 3 年 8 月 24 日（火）～令和 3 年 9 月 21 日（火）公募分
- ・令和 4 年 1 月 21 日（金）～令和 4 年 2 月 21 日（月）公募分

(2) 実績報告期間

「登録 FA・仲介業者実績報告」または「登録 FA・仲介業者活動報告」の報告期間（以下、「実績報告等期間」という）は、令和 4 年 5 月 2 日（月）から、6 月 30 日（木）18:00 まで、とします。

※実績報告等期間について、公募要領では実績報告延長申請の手続きを記載していましたが、今回の実績報告等では、実績報告延長申請手続きを省略し、登録 FA・仲介業者による実績報告等の提出期限を令和 4 年 6 月 30 日（木）とします。

(3) 作成様式及び提出方法

①令和3年度に成約の実績のある登録FA・仲介業者

令和3年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）に、成約（最終契約の決済）の実績のある登録FA・仲介業者は、「登録FA・仲介業者実績報告」（様式1）の各項目（別紙1「登録FA・仲介業者実績報告事項整理表」）を記載し、M&A支援機関登録事務局のホームページに開設した「登録支援機関の方（マイページ）」（※「マイページ機能」参照）にログインの上、ご提出ください。

実績報告は、成約（最終契約の決済）がなされた案件についてのみ、記載、報告をすることとします。

成約（最終契約の決済）とは、M&A支援機関登録制度においては、以下を満たすものをいうこととします。

- ① FA契約または仲介契約（あるいは、業務委託契約やアドバイザー契約等）を締結し、
- ② 当該契約に基づき、中小M&Aに関する円滑な手続の進行や助言・指導等の支援を行い、
- ③ 支援を行った結果、最終契約に至った案件であって、当該最終契約が履行（株式譲渡、事業譲渡等に係る最終契約を締結した後、株式・財産の譲渡や譲渡代金（譲渡対価）の全部又は一部の支払い）されたもの。

※成約（最終契約の決済）については、最終契約書や資金決済が行われたことが確認できる証憑類、顧客からの最終契約締結または最終契約の決済時の報酬の支払いが行われたことが確認できる証憑類などにより、成約（最終契約の決済）していることを確認してください。

※FA契約または仲介契約（あるいは、業務委託契約やアドバイザー契約等）を締結せずに中小M&Aに関する支援を行っている場合（例えば、顧問契約に基づく助言等）は、実績報告ではなく、活動報告を記載してください。

※譲渡側、譲受側が締結する最終契約に基づく履行がなされていないもの、登録FA・仲介業者においてその履行が確認できないものは、成約（最終契約の決済）とはならないため、実績報告として報告しないでください。

②令和3年度に成約の実績のない登録FA・仲介業者

令和3年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）に、成約（最終契約の決済）の実績のない登録FA・仲介業者は、「登録FA・仲介業者活動報告」（様式2）の項目（2.（4）③「登録FA・仲介業者活動報告及び記載項目」の記載項目）を記載し、マイページにログインの上、ご提出ください。

(参考：マイページ機能)

※M&A 支援機関登録事務局のホームページに開設した「マイページ」機能は、「<https://ma-shienkikan.go.jp/login>」をご確認ください。なお、マイページへのログインは、登録 FA・仲介業者として公表されている方のみが対象です。

マイページ・ログイン方法については、M&A 支援機関登録事務局のホームページ中にマニュアルを掲載していますのでご確認ください。

(4) 実績報告・活動報告

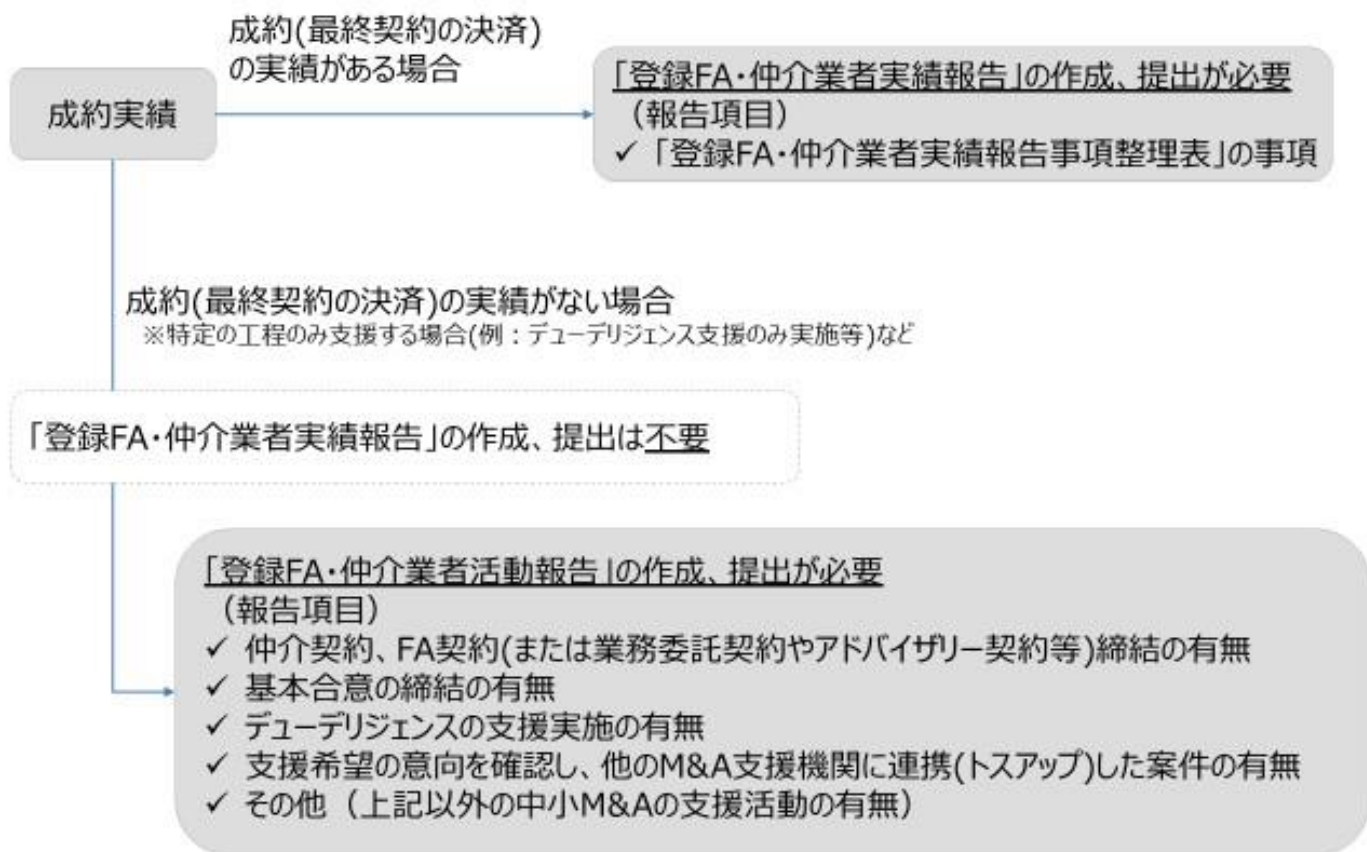
実績報告は、令和3年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）に、成約（最終契約の決済）した実績のある登録 FA・仲介業者が、「登録 FA・仲介業者実績報告事項整理表」（別紙1 参照）に掲げる各項目について報告するものです。

※令和3年4月1日～令和4年3月31日以前に着手したものであっても、当該期間内に成約（最終契約の決済）した案件は報告の対象です。

※令和3年4月1日～令和4年3月31日の期間に着手したものの、成約（最終契約の決済）に至らなかった案件は報告の対象外です。

活動報告は、令和3年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）において、成約（最終契約の決済）の実績のない登録 FA・仲介業者が、「登録 FA・仲介業者活動報告」に掲げる項目について報告するものです。

(参考：成約（最終契約の決済）実績の有無の別により必要な報告について)



① 登録 FA・仲介業者実績報告

実績報告は、別紙 1 「登録 FA・仲介業者実績報告事項整理表」により、次のとおり報告をしてください。

事業承継・引継ぎ補助金の交付案件（補助事業対象者）については、成約（最終契約の決済）した事業者名を明記した上で各項目（「◎」を付した項目）の実績を必ず報告（顕名報告）してください【必須】。

事業承継・引継ぎ補助金の交付案件以外（補助事業対象者以外）については、成約（最終契約の決済）した事業者名を記載せず、No. 2、3、4、7 の各項目（「◎」を付した項目）の実績を必ず報告（匿名報告）してください【必須】。

ただし、報告対象となった事業者が了承するなど報告が可能な場合には、中小 M&A の実態把握等を行う上で貴重な情報になりますので、成約（最終契約の決済）した事業者名の明記や、その他の項目（「○」を付した項目）の記載についても、可能な範囲で報告をお願いします【任意】。

「成約した年月」及び「M&A の形態」「財務デューデリジェンス結果の把握の有無」については、「登録 FA・仲介業者実績報告」が令和 3 年度（令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日）に支援されたものであることの確認や、実績報告の内容を整理する際に活用するため、必ず報告してください【必須】。

【報告対象となる「中小 M&A」について】（再掲）

報告対象となる「中小 M&A」は、資本金 1 億円以下の法人、または個人事業主を当事者（譲受側または譲渡側）とする M&A です。譲受側あるいは譲渡側の一方当事者が、資本金 1 億円以下の法人、あるいは個人事業主の場合は、譲渡側及び譲受側の双方が報告対象となります。

また、「中小 M&A」の該当、非該当の判断に当たっては、株式譲渡など対象会社を M&A の対象とする場合は、当該企業の資本金で判断（譲渡側の資本金は M&A の対象となった企業（対象会社）の資本金で判断）することし、被承継者（親会社）の資本金で判断しません。

ただし、事業譲渡の場合は譲渡側の事業譲渡直前の資本金で判断します。

【「登録 FA・仲介業者実績報告」の対象となる補助金】

今回の「登録 FA・仲介業者実績報告」の対象となる補助金は、令和 3 年度当初予算事業承継・引継ぎ補助金（専門家活用）を活用し、FA または仲介費用を補助対象経費としたものとなります。

【補助金対象／対象外の別による報告の整理】

補助事業対象者として顕名報告の対象となるものは、次の「補助金対象／対象外の別による報告の整理」のとおりです。

(補助金対象／対象外の別による報告の整理)

支援区分	補助金対象／対象外の別	譲渡側	譲受側
仲介	(譲渡側のみ)補助金対象の場合	顕名報告	匿名報告 (顕名での報告は任意)
	(譲受側のみ)補助金対象の場合	匿名報告 (顕名での報告は任意)	顕名報告
	譲渡側・譲受側の双方が 補助金対象の場合	顕名報告	顕名報告
	譲渡側・譲受側の双方が 補助金対象外の場合	匿名報告 (顕名での報告は任意)	匿名報告 (顕名での報告は任意)
FA	(譲渡側のみ)補助金対象の場合	顕名報告	—
	(譲受側のみ)補助金対象の場合	—	顕名報告
	(譲渡側が)補助金対象外の場合	匿名報告 (顕名での報告は任意)	—
	(譲受側が)補助金対象外の場合	—	匿名報告 (顕名での報告は任意)

※補助事業対象者は、登録FA・仲介業者において補助事業者に対して報告した「事業承継・引継ぎ補助金受託業務完了報告書」(専門家が、交付決定通知を受けた補助対象事業について、支援に関する業務を受託し、実施、業務が完了したことを確認の上、補助事業者に対して報告する様式)を確認してください。

(参考：登録FA・仲介業者実績報告様式の記載方法の補足)

- 実績報告の様式(エクセルファイル)では、「補助金対象」と「補助金対象外」のシートがありますが、様式記載の前に、登録FA・仲介業者にて、当該案件が補助金対象となる案件かどうかをご確認ください。
- 仲介支援の場合、補助金対象の案件を「補助金対象」のエクセルシートに記載する際、もう一方の当事者が補助金対象外の案件である場合も、同一の中小M&Aの案件であることの管理のしやすさに鑑み、「補助金対象」の同一シートに記載をしてください。
- 報告対象の中小M&Aが譲渡側・譲受側いずれも補助金対象外の案については、「補助金対象外」のシートに記載してください。
- ※FA支援の場合は、相手方当事者が補助金対象か否かを確認する必要はありません。補助金対象外であれば、「補助金対象外」のシートに記載してください。

② 実績報告添付資料（「誓約書」）

実績報告の提出の際、上述の「①登録FA・仲介業者実績報告」に記載した内容や別紙1「登録FA・仲介業者実績報告事項整理表」等を確認していることを求める「登録FA・仲介業者実績報告に関する誓約書」（様式3）を併せて提出してください。

③ 登録FA・仲介業者活動報告及び記載項目

令和3年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）において、成約（最終契約の決済）の実績のない登録FA・仲介業者が作成、提出する「登録FA・仲介業者活動報告」の内容は、以下の「（登録FA・仲介業者活動報告）」に掲げる事項となります。

（「登録FA・仲介業者活動報告」の記載項目）

No.	項目	備考
1	仲介契約、FA契約（または業務委託契約やアドバイザー契約等）締結の有無	様式にて「有」「無」を選択
2	基本合意の締結の有無	様式にて「有」「無」を選択
3	デューデリジェンスの支援実施の有無	様式にて「有」「無」を選択
4	支援希望の意向を確認し、他のM&A支援機関に案件紹介等（トスアップ）を行った案件の有無	様式にて「有」「無」を選択
5	その他（上記以外の中小M&Aの支援活動の有無）	上記項目以外で中小M&A支援に係る活動内容があれば、具体的な内容とその実施の有無について記載してください。

※活動報告の項目として掲げられたものについて、該当するものがあれば「有」を選択してください。該当するものがなければ「無」を選択してください。

※「デューデリジェンスの支援実施の有無」については、登録FA・仲介業者が自ら実施した支援案件の有無について記載してください（弁護士や会計士等士業等専門家に支援を依頼した案件は含みません。）。

3. 登録の継続申請

令和3年度にM&A支援機関登録制度に登録された登録FA・仲介業者の有効期間は、登録日～令和4年6月末日です。

実績報告または活動報告の報告時に、「登録継続申請書」(様式4)を提出することにより、令和4年度(継続登録申請日から令和5年6月末日)まで登録FA・仲介業者であることを継続することができます。

ただし、実績報告または活動報告が適切になされない場合には、特段の事情のない限り、登録継続を認めませんのでご注意ください。

なお、実績報告または活動報告の提出の際に、登録の継続申請がなされない場合には、有効期間終了後、登録FA・仲介業者から削除いたします。

※登録継続の申請がなされた場合は、実績報告の内容等を確認の上で登録継続を認める旨の通知を別途行う予定です。

※中小M&A支援に関する支援実績がなくても、それだけをもって登録の継続を認めず、あるいは登録を取り消すことはありませんが、実績報告または活動報告が適切になされる必要はあります。

令和4年度も登録FA・仲介業者の公募を実施する予定です。詳細については、M&A支援機関登録事務局のホームページで別途ご案内する予定です。

4. 注意事項及び問い合わせ先

(1) 注意事項

実績報告または活動報告を行わない場合や虚偽の報告を行った場合などには、中小企業庁またはM&A支援機関登録事務局は、特段の事情のない限り、当該登録FA・仲介業者の登録の取り消しを行い、登録を取り消した旨を公表することができることとします。登録を取り消した場合は、一定期間の間、当該機関からの登録申請を受け付けないこととするため、ご注意ください。

(2) 問い合わせ先

M&A支援機関登録制度に関する問い合わせ

URL : <https://ma-shienkikan.go.jp>

E-mail : touroku-support@ma-shienkikan.go.jp

電話 : 03-4570-8692 (10時~17時 平日のみ)

※上記以外の電話番号にお問い合わせいただいても、一切お答えできません。必ず上記の問い合わせ先にご連絡ください。

(別紙 1 : 登録 FA・仲介業者実績報告事項整理表)

事業承継・引継ぎ補助金の交付案件（補助事業対象者）については、成約（最終契約の決済）した事業者名を明記した上で各項目（「◎」を付した項目）の実績を必ず報告（顕名報告）してください【必須】。

事業承継・引継ぎ補助金の交付案件以外（補助事業対象者以外）については、成約（最終契約の決済）した事業者名を記載せず、No. 2、3、4、7 の各項目（「◎」を付した項目）の実績を必ず報告（匿名報告）してください【必須】。

ただし、報告対象となった事業者が了承するなど報告が可能な場合には、中小 M&A の実態把握等を行う上で貴重な情報になりますので、成約（最終契約の決済）した事業者名の明記や、その他の項目（「○」を付した項目）の記載についても、可能な範囲で報告をお願いします【任意】。

「成約した年月」及び「M&A の形態」「財務デューデリジェンスの結果の把握の有無」については、「登録 FA・仲介業者実績報告」が令和 3 年度（令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日）に成約（最終契約の決済）されたものであることの確認や、実績報告の内容を整理する際に活用するため、必ず報告してください【必須】。

No.	項目	補助事業対象者	補助事業対象者以外	備考
A	成約した年月	◎	◎	様式にて選択
B	M&A の形態	◎	◎	様式にて選択
C	財務デューデリジェンスの結果の把握の有無	◎	◎	様式にて選択
1	成約した事業者名	顕名報告	匿名報告 (顕名での報告は任意)	株式譲渡の場合、「対象会社」の名称を記載
2	FA／仲介の別	◎	◎	様式にて選択
3	譲渡側／譲受側の別	◎	◎	様式にて選択
4	業種	◎	◎	様式にて選択 No. 3 において譲渡側(譲受側)を選択した場合は、譲渡側(譲受側)を記載
5	資本金額	◎	○	様式にて選択 No. 3 において譲渡側(譲受側)を選択した場合は、譲渡側(譲受側)を記載

6	従業員数	◎	○	様式にて選択 No.3において譲渡側(譲受側)を選択した場合は、譲渡側(譲受側)を記載
7	所在する都道府県	◎	◎	様式にて選択 No.3において譲渡側(譲受側)を選択した場合は、譲渡側(譲受側)を記載
8	経営者の年齢	◎	○	様式にて選択 No.3において譲渡側(譲受側)を選択した場合は、譲渡側(譲受側)を記載
9	譲渡価額/譲受価額	◎	○	No.3において譲渡側(譲受側)を選択した場合は、譲渡価額(譲受価額)
10	譲渡側の純資産	◎	○	譲渡側(株式譲渡等の場合は対象会社、事業譲渡の場合は譲渡対象事業)の額を記載
11	譲渡側の純利益	◎	○	譲渡側(株式譲渡等の場合は対象会社、事業譲渡の場合は譲渡対象事業)の額を記載
12	譲渡側の純借入債務 (借入金-現金預金)	◎	○	譲渡側(株式譲渡等の場合は対象会社、事業譲渡の場合は譲渡対象事業)の額を記載
13	手数料の金額	◎	○	様式において、区分ごとに記載
14	相談の端緒情報の別	◎	○	様式にて選択
15	備考(特記すべき情報)	○	○	特記すべき情報があれば記載

【令和3年度に成約の実績のある登録FA・仲介業者】（再掲 記載要領 P5）

実績報告は、成約（最終契約の決済）がなされた案件についてのみ、記載、報告をすることとします。

成約（最終契約の決済）とは、M&A 支援機関登録制度においては、以下を満たすものをいうこととします。

- ① FA 契約または仲介契約（あるいは、業務委託契約やアドバイザー契約等）を締結し、
- ② 当該契約に基づき、中小 M&A に関する円滑な手続の進行や助言・指導等の支援を行い、
- ③ 支援を行った結果、最終契約に至った案件であって、当該最終契約が履行（株式譲渡、事業譲渡等に係る最終契約を締結した後、株式・財産の譲渡や譲渡代金（譲渡対価）の全部又は一部の支払い）されたもの。

（登録FA・仲介業者実績報告事項整理表 各項目に関する注記）

- No. A 「成約した年月」には、成約（最終契約の決済）した年月を選択、記載してください。
- No. B 「M&A の形態」には、事業譲渡、株式譲渡、吸収合併、吸収分割、株式交換、株式移転、新設合併、その他の別を選択、記載してください。
- No. C 「財務デューデリジェンスの結果の把握の有無」には、譲渡側の財務に関してデューデリジェンスの結果について把握の有無を選択、記載してください。
- No. 1 「成約した事業者名」には、支援対象の事業者名（譲渡（譲受）支援であれば譲渡（譲受）側）を記載してください。ただし、譲渡側の支援対象が株式譲渡等の場合は、当該被承継者ではなく、買収対象となった会社（対象会社）のものを記載してください。なお、補助事業対象者以外の場合であって、匿名報告とする場合には、当該欄には「-」を記載してください。
- No. 2 「FA／仲介の別」には、単独でFA 契約、仲介契約（あるいは業務委託契約やアドバイザー契約等）を締結している場合には、「単独FA」または「単独仲介」を選択し、記載してください。他のFA 業者または仲介業者と共同でFA 契約、仲介契約（あるいは業務委託契約やアドバイザー契約等）を締結している場合には、「共同FA」または「共同仲介」を選択し、記載してください。
- No. 3 「譲渡側／譲受側の別」には、登録FA・仲介業者が、FA 契約、仲介契約（あるいは業務委託契約やアドバイザー契約等）を締結した「譲渡側」あるいは「譲受側」を選択し、記載してください。なお、仲介支援の場合は、「譲渡側」及び「譲受側」のいずれについても、報告の対象となります。
- No. 4 「業種」については、日本標準産業分類に基づき、様式にて示す分類を選択し、記載してください。なお、異なる事業を複数営んでいる場合には主たる業種を記載してください。ただし、譲渡側の支援対象が株式譲渡等の場合は対象会社のものを記載してください。
- No. 5 「資本金額」について、当該案件について成約（最終契約の決済）直前に、登録FA・仲介業者が把握した情報を記載ください。また、譲渡側の支援対象が株式譲渡等の場合は対象会社のものを記載してください。

- No. 5 「従業員数」については、役員を含まず、パート・アルバイトを含むものとします。なお、当該案件について成約（最終契約の決済）直前に、登録 FA・仲介業者が把握した情報を記載ください。また、譲渡側の支援対象が株式譲渡等の場合は対象会社のものを記載してください。
- No. 6 「所在する都道府県」には、本店所在地を記載してください。株式譲渡の場合は、対象会社の所在地を記載してください。
- No. 7 「経営者の年齢」には、当該案件について成約（最終契約の決済）直前に、登録 FA・仲介業者が把握した情報を記載ください。ただし、譲渡側の支援対象が株式譲渡等の場合は対象会社のものを記載してください。
- No. 9 「譲渡価額または譲受価額」には、手数料を計算する際に調整対象とされている役員退職金は「譲渡価額」に加算してください。また、税抜き価額を記載してください。
- No. 10, 11, 12 「譲渡側の純資産」、「譲渡側の純利益」、「譲渡側の純借入債務(借入金-現金預金)」は、支援対象が譲渡側か譲受側の別に関わらず、成約（最終契約の決済）直前に、登録 FA・仲介業者が把握した譲渡側（株式譲渡の場合は、対象会社）の情報を記載してください。なお、デューデリジェンス（DD）の結果を把握している場合は、当該 DD 実施後の情報（時価評価している場合は修正後純資産額等）を記載してください。また、把握していない場合は、登録 FA・仲介業者が成約（最終契約の決済）直前に把握している最新の直近決算情報等を記載してください。
- No. 10, 11, 12 「譲渡側の純資産」、「譲渡側の純利益」、「譲渡側の純借入債務(借入金-現金預金)」の「譲渡側」について、中小 M&A の「対象会社」（例えば株式譲渡など）を支援対象とする場合は、対象会社を譲渡側として情報を記載してください。事業譲渡の場合は、当該案件の成約（最終契約の決済）直前に把握された当該譲渡し対象の事業に関して、確認が可能な場合には記載してください。
- No. 12 「譲渡側の純借入債務(借入金-現金預金)」について、借入金は金融機関借入、役員借入、社債などを含むものとします。現金預金は現金同等物を含まないこととします。
- No. 13 「手数料の金額」には、「登録 FA・仲介業者実績報告様式」に定める区分ごとに、当該成約案件に係る「報酬総額」、FA 契約や仲介契約（あるいは業務委託契約アドバイザー契約等）締結時の報酬額（例えば、着手金など）、基本合意締結時または意向表明受領に伴う報酬（例えば、中間金など）、最終契約締結または最終契約の決済時の報酬（例えば、成功報酬などであって着手金や中間金等を控除した請求額）の額を、それぞれ記載してください。
- No. 13 アドバイザー契約等締結前の相談対応で相談料が生じている場合は相談料の有無を記載してください。
- No. 13 月額報酬については、当該成約案件に関して発生している場合には、月額報酬の有無を記載してください。また、成約（最終契約の決済）に至るまで、着手金や成功報酬等の名目で手数料を受領せず、月額報酬のみをその手数料とする場合、当該案件に係る「報酬総額」は、当該案件に係る月額報酬を受領した合計額を記載してください。
- No. 15 「備考（特記すべき情報）」には、当該成約案件について、特に留意すべき点があれば、任意で記載してください。例えば、手数料報酬の額が純資産額その他報告内容と比して安価な場合に理由を補足したい希望がある場合など、その理由を記載してください。